

大阪市港区広報紙「広報みなと」広告募集要項

民間企業等との協働により市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、港区広報紙「広報みなと」に広告枠を設け、次のとおり募集します。

1 媒体の概要

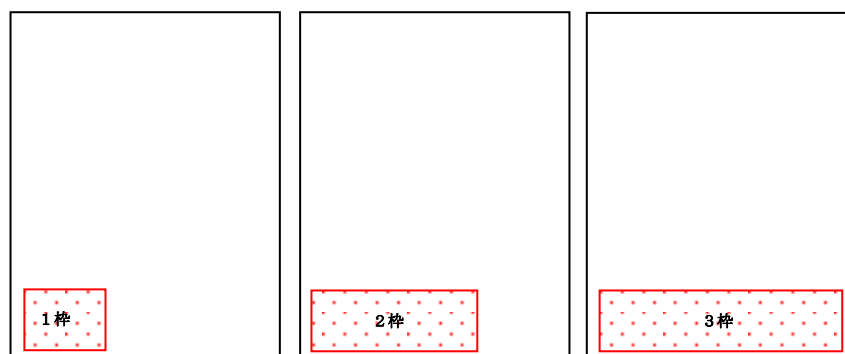
- (1) 名称 港区広報紙「広報みなと」
- (2) 形状 タブロイド判 8～12 ページ、プロセスカラー
- (3) 発行部数 50,000 部
※発行部数は変更することがあります
- (4) 発行日 毎月 1 日
- (5) 配布方法
 - ・ 港区内の各ご家庭、事業所に直接配布
 - ・ 区役所、図書館、区民センター、スポーツ施設、教育関係施設など港区内の大阪市関連施設に設置
 - ・ 港区内の主要駅及び集客施設、銀行、病院等に設置

2 広告の募集

令和 7 年 5 月号～令和 8 年 4 月号の各月掲載分を募集します。

3 広告の規格

- (1) 掲載場所 表紙、中面(2～4 ページ)、裏面の最下段（ただし、特集ページ(4 ページ分)、市政情報ページ（「大阪市民のみなさんへ」3 ページ分）は除く）
 - ・ 8 ページの場合 1～4、8 面各面の最下段（掲載総枠数 15 枠）
 - ・ 12 ページの場合 1～4、12 面各面の最下段（掲載総枠数 15 枠）
- (2) サイズ
 - ・ 1 枠使用 縦 60mm×横 80mm
 - ・ 2 枠使用 縦 60mm×横 163mm
 - ・ 3 枠使用 縦 60mm×横 249mm



(3) 刷り色 フルカラー

(4) フォント

JIS 規格約 7 ポイント (10 級相当) を最小とします。ただし、特別な場合 (表、リスト、地図等) は JIS 規格約 5.5 ポイント (8 級相当) まで使用できるものとします。

4 広告掲載料金

- ・表紙 (1 面) 1 枠 50,000 円 (ひと月あたり) 税込
- ・裏表紙 (8 面または 12 面) 1 枠 40,000 円 (ひと月あたり) 税込
- ・中面 (2~4 面、特集及び市政情報ページ除く)
総枠数 9 枠 1 枠 30,000 円 (ひと月あたり) 税込

なお、以下の条件にあてはまる場合、上記料金より割引します。

<期間割引> 令和 7 年 5 月号~令和 8 年 4 月号までの間に、

- 3 ヶ月間継続して掲載を希望する場合 10%
- 4 ヶ月~6 か月間継続して掲載を希望する場合 15%
- 7 ヶ月~12 ヶ月間継続して掲載を希望する場合 20%

<枠数割引> 同一紙面内で、

- 2 枠 (上記規格サイズに限る) を使用して掲載を希望する場合 10%
- 3 枠 (上記規格サイズに限る) を使用して掲載を希望する場合 15%

なお、これらの割引については併用が可能です。

(別紙をご参照ください)

5 掲載の申込・取下げ

- (1) 港区広報紙広告掲載申込書 (以下申込書) を掲載希望月の前々月 10 日 (土・日・祝の閉庁日の場合はその前の開庁日) までに港区役所総務課 (総合政策) まで提出してください。また、既に提出した申込書の取下げについては掲載希望月の前々月末日 (土・日・祝及び 12 月 29 日の閉庁日の場合はその前の開庁日) までとします。
- (2) 令和 7 年 5 月号からの契約について (令和 7 年 2 月 3 日~28 日募集分)、枠数に限りのある表紙と裏面については公平性を期すため、枠数以上の掲載希望があった場合は以下の①~③の優先順位とする。
 - ① 5 月号から継続して掲載を希望する月数の多い事業者を優先 (年間継続掲載希望者は最優先)
 - ② 申込枠数が多い事業者を優先

- ③掲載希望面・掲載継続希望月数・申し込み枠数がいずれも同じ場合は
先着順

6 広告掲載の決定

- (1) 申込書を提出後、港区役所において審査を行い、掲載の可否を決定し通知します。なお、審査上必要と認めるときは、追加の資料を求めることがあります。
- (2) 審査の結果、適当と認めたときは広告掲載決定通知書を発行し、広告を掲載します。
- (3) 申込時に掲載面の指定ができますが、配置については当区で決定します。
(同業者が同じ紙面になる場合があります。)

7 広告原稿の作成及び提出

- (1) 広告原稿は、港区役所広報紙編集等業務の委託事業者が作成します。(広告掲載料には広告原稿作成費が含まれています。)
- (2) 広告原稿を完全データで提出していただく場合
 - ・ 申込書をご提出いただく際に、広告原稿のキャンプ（出力見本）を港区役所総務課（総合政策）まで提出してください。また完全データを指定する期日までに提出してください。
 - ・ 広告に画像等を挿入する場合は、本区の広報紙としての品格を損なわないよう、またデータの大きさ等にも留意してください。
 - ・ 広告原稿について本区より校正の指示がある場合は、広告主は正当な理由がある場合を除き、本区の指示に従い速やかに対応してください。
 - ・ 広告原稿作成に関する広告掲載料金の割引等はありません。

8 広告掲載料金の支払

広告掲載料金は、大阪市が発行する納入通知書により、指定期日までに大阪市の指定金融機関に納付してください。

9 広告掲載料金の返還

徴収した広告掲載料金は還付できません。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を還付します。

10 広告掲載の取消し

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消します。

- (1) 広告が、編集・発行上支障となるとき
- (2) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(4) その他港区長が必要と認めたとき

11 その他

- (1) 広告原稿の作成に当たり、広告主は「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市港区役所における広告掲載要領」を遵守してください。
- (2) 内容について疑義が生じた場合は、その都度、港区役所と協議することとします。
- (3) 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ港区役所と広告主双方協議のうえ定めることとします。

12 問合せ・申込先

大阪市港区役所 総務課（総合政策）

〒552-8510 大阪市港区市岡 1-15-25

電話 06-6576-9683 F A X 06-6572-9511